

今月のテーマ

相続税及び贈与税の課税対象について

相続税及び贈与税の課税対象については、相続税法第1条の3及び同法第1条の4による納税義務者によって、取得した財産の全部（国内財産及び国外財産）になるか、相続税法の施行地にあるもの（国内財産）になります。令和3年度の税制改正において、「国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。」と改正されていますので、相続税法第10条に規定されている財産の所在の判定における注意すべき点について確認をしてみましょう。

1. 財産の所在の判定

当該財産を相続、遺贈又は贈与により取得した時の現況による（相続税法第10条第4項）。

2. 船籍のない船舶の所在

相続税法第10条第1項第1号に掲げる「船舶」とは、船籍に関する定めのある法令の適用のある船舶をいうのであるから、船籍のない船舶については、その所在により判定するものとする（相続税法基本通達10-1）。

3. 生命保険契約及び損害保険契約の所在

相続税法第3条第1項第1号に規定する生命保険契約及び損害保険契約の所在については、同項第1項第5号の規定に準ずるものとする（相続税法基本通達10-2）。

4. 「貸付金債権」の意義

相続税法第10条第1項第7号に掲げる「貸付金債権」には、いわゆる融通手形による貸付金を含み、売掛債権、いわゆる商業手形債権その他事業取引に関して発生した債権で短期間内（おおむね6月以内）に返済されるべき性質のものは含まれないものとする（相続税法基本通達10-3）。

5. 主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在

主たる債務者が2以上ある場合におけるその債権の所在については、相続税法施行令第1条の14の規定により判定するものとする（相続税法基本通達10-4）。

6. 株式に関する権利等の所在

相続税法第10条第1項第8号に掲げる「株式」には、株式に関する権利を含むものとし、「出資」には、出資に関する権利を含むものとする（相続税法基本通達10-5）。

7. 営業上の権利

相続税法第10条第1項第13号に掲げる「営業上の権利」には、売掛金等のほか、その営業又は事業に関する営業権、電話加入権等をも含むものとする（相続税法基本通達10-6）。

8. 特別寄与料の所在

特別寄与料については、相続税法第10条第1項各号に掲げる財産及び同条第2項に規定する財産のいずれにも該当しないことから、同条第3項の規定によりその所在を判定することに留意する（相続税法基本通達10-7）。